

総量約束分割購入方式による 長野県林業公社 J-クレジット一般競争入札実施要領

令和 8 年 3 月 25 日制定

(趣旨)

第 1 条 この要領は、長野県林業公社（以下「公社」という。）が、長野県林業公社ゼロカーボン達成に向けた、森林管理プロジェクトで取得した J-クレジット（以下「公社 J-クレジット」という。）を、行政機関、事業者、団体等に総量約束分割購入方式による一般競争入札で販売することに関して必要な事項を定める。

(総量約束分割購入方式)

第 2 条 総量約束分割購入方式とは、公社が定める期間内における総購入量をあらかじめ約束し、期間内に分割して購入する方式。購入者は、公社が定めた 1 回あたりの最低購入数量単位以上で購入し、その都度購入量に応じた代金を支払うものとする。

(公社が定める期間)

第 3 条 契約締結日から 3 年を経過する日の属する年度の 3 月 10 日とする。ただし、当該日が土曜日、日曜日、祝日の場合は、その翌公社営業日までとする。

(総購入量)

第 4 条 3,500t-CO₂ とする。

(最低購入数量単位)

第 5 条 500t-CO₂ 以上とする。

(契約書)

第 6 条 契約書は様式 3-2 を使用する。

(最低購入数量単位)

第 7 条 契約者は、契約締結後速やかに様式 8-2 に購入量等を記載し、公社へ提出する。

(その他の事項)

第 8 条 その他の事項については、別に定める「長野県林業公社 J-クレジット一般競争入札実施要領」による。

附 則

この要綱は、令和 8 年 3 月 25 日から施行する。